

# 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構業務方法書

## 目次

### 第1章 総則

第2章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### 第3章 業務

#### 第4章 業務委託の基準

#### 第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項

#### 第6章 研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮に関する事項

#### 第7章 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するために機構が講ずべき措置に関して必要な事項

#### 第8章 機構の業務に係る技術に関する情報又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理に関する事項

#### 第9章 その他の業務の執行に関して必要な事項

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務運営の基本方針）

第2条 機構は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「機構法」という。）第18条に規定する業務の公共的重要性に鑑み、効果的かつ効率的な業務の運営を期する。

2 機構は、我が国の宇宙開発等の中核機関であることを認識し、業務の運営を行う。

3 機構は、機構の業務には我が国の科学技術分野の先導が期待される先端的な技術を要するとともにリスクを伴うこと、及び業務の実施に長期間を要し広範囲な科学技術分野を含む大規模プロジェクトであることを認識し、確実にプロジェクトを遂行することを旨として、弾力的に業務の運営を行う。

第2章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### （内部統制に関する基本方針）

第3条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、内部統制実施指針を定め運用するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（運営に関する基本的な方針）

第4条 機構は、機構の運営基本理念及び運営方針を策定する。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定める。

（理事会議の設置及び役員の方掌）

第5条 機構は、理事会議の設置及び役員の方掌に関する次の事項についての定めを整備する。

- （1）理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- （2）理事長の意思決定を補佐する理事会議の設置
- （3）役員の方掌明示による責任の明確化
- （4）部門会議等会議の開催

（中長期計画等の策定及び評価）

第6条 機構は、中長期計画等の策定及び評価に関する次の事項についての定めを整備する。

- （1）中長期計画等の策定過程の整備
- （2）中長期計画等の進捗管理体制の整備
- （3）中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- （4）中長期計画等の進捗状況のモニタリング
- （5）独立行政法人の評価に関する指針に沿った恣意的とならない業績評価
- （6）第4号のモニタリング及び第5号の業績評価を基にした適切な業務実績報告の作成

（内部統制の推進）

第7条 機構は、内部統制の推進に関する次の事項についての定めを整備する。

- （1）理事会議における内部統制に関する審議等
- （2）内部統制担当役員の設定
- （3）内部統制推進部署及び適切な範囲ごとの内部統制推進責任者の指定
- （4）内部統制担当役員に対する内部統制推進部署及び内部統制推進責任者からの報告
- （5）内部統制担当役員等から理事会議への報告及び改善策の検討
- （6）内部統制担当役員と職員との面談の実施

- (7) 内部統制担当役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部署におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針
- (12) 部署の業務手順の作成（標準業務手順又はマニュアルの整備）

(リスク評価と対応)

第8条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、次の事項についての定めを整備する。

- (1) リスク管理を行う体制整備
- (2) 部署ごとの業務フローの認識及び明確化
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及び発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針並びに広報方針及び体制（研究内容等専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故及び災害等の緊急時に関する次の事項
  - イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - ロ 事故及び災害時の対策本部の設置及び構成員の決定
  - ハ 事故及び災害時の初動体制の構築並びに情報収集の迅速な実施

(情報伝達)

第9条 機構は、情報伝達に係る次の事項についての定めを整備する。

- (1) 理事長の指示及び法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- (2) 職員から役員に危機管理、内部統制その他必要な情報が伝達される仕組み

(情報システムの整備と利用)

第10条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する次の事項についての定めを整備する。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- (2) 情報を利用可能な形式に整えて活用するための次の事項
  - イ 法人が保有するデータの所在情報の明示
  - ロ データへのアクセス権の設定
  - ハ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

ニ 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護）

第11条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する次の事項についての定めを整備する。

（1）情報セキュリティの確保に関する次の事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上等情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備、運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

（2）個人情報保護に関する次の事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令並びにガイドラインの遵守

（監事及び監事監査）

第12条 機構は、監事及び監事監査に関する次の事項についての定めを整備する。

（1）監事に関する次の事項

- イ 監事監査に関する定めへの整備に対する監事の関与
- ロ 監事と理事長との常時意思疎通を確保する体制
- ハ 監事の補助者の独立性に関する事（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価及び懲戒処分等に対する監事の関与）
- ニ 監事の権限の明確化
- ホ 監事と理事長との会合の定期的な実施

（2）監事監査に関する事項

- イ 監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への提出

（3）監事によるモニタリングに必要な次の事項

- イ 監事の理事会議等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧及び調査できる仕組み
- ハ 機構の財産状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査部署との連携
- ヘ 役職員の不正、違法及び著しい不当事実の監事への報告義務

ト 監事から文書提出及び説明を求められた場合の役職員の応答義務

(会計監査人)

第13条 機構は、会計監査人と理事長との会合を定期的実施するものとする。

(内部監査)

第14条 機構は、内部監査の担当部署を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告する。

(内部通報及び外部通報)

第15条 機構は、内部通報及び外部通報に関する次の事項についての定めを整備する。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制担当役員及び監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(業務執行に係る意思決定プロセス等)

第16条 機構は、業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築に関する定めを整備する。

(入札及び契約)

第17条 機構は、入札及び契約に関する次の事項についての定めを整備する。

- (1) 外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立

(予算の適正な配分)

第18条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制及び評価結果を法人内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行う。

(情報の適切な管理及び公開)

第19条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関する定めを整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む機構の情報の公開ホームページ等での公開に関する定めを整備する。

(職員の人事及び懲戒)

第20条 機構は、職員の人事管理方針に関する次の事項についての定めを整備する。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 違反役職員に対する懲戒の実施
- (4) 同一部署における長期在籍者の存在把握

(研究開発業務)

第21条 機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する次の事項についての定めを整備する。

- (1) 研究開発業務の評価に関する次の事項
  - イ 研究統括部署における研究評価体制の確立
  - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
  - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
  - ロ 研究費の適正経理
  - ハ 経費執行の内部けん制
  - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
  - ホ 研究内容の漏えい防止（知的財産保護）
  - ヘ 研究開発資金の管理状況把握

### 第3章 業務

(大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究)

第22条 機構は、全国の大学や国内外の研究コミュニティの研究者により、衛星等の飛翔体を用いた宇宙科学研究計画の選定及び研究成果の評価についてピアレビューを行い研究計画に反映する等、大学共同利用システムにより研究等を推進する。

2 機構は、研究者の自由な発想に基づき研究を実施する等、学術研究の自由を尊重し、成果については公表しつつ、宇宙科学に関する学術研究を実施する。

(宇宙科学技術及び航空科学技術の基礎研究)

第23条 機構は、競争的な環境により、先端的で自由な発想に基づく基礎研究を実施する。

2 機構は、基礎研究について、国の定める研究開発評価に関する指針等を踏まえ、公正で透明性の高い評価システムを整備して適切に評価を実施し、資源の配分、計画の見直し等に反映する。

(宇宙及び航空に関する基盤的研究開発)

第24条 機構は、宇宙及び航空に関する技術基盤の維持及び強化を図ること並びにプロジェクトの確実な遂行に資することを基本として、基盤的研究開発を実施する。

2 機構は、民間企業、関係機関、大学と共同して研究、実験等を行うことにより、効果的かつ効率的に基盤的研究開発を実施する。

(人工衛星等の開発並びに施設及び設備の開発)

第25条 機構は、プロジェクトの確実な遂行を基本として、人工衛星等（機構法第2条第3項に定める人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。以下同じ。）の開発等を行う。

2 機構は、人工衛星等の開発等を行うにあたっては、民間企業、関係機関、大学と共同して研究、利用実験等を行うことにより、宇宙利用の拡大を推進するとともに産業競争力強化に資する技術開発の推進に配慮する。

(人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発)

第26条 機構は、機構が行う人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発にあたっては、安全の確保を旨とし、住民生活及び産業活動に対する十分な配慮の下に、計画的かつ的確に行う。

2 機構は、機構以外の者が、機構の管理及び運営する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを実施するに際しては、当該打上げを実施する者等と契約を締結し、打上げ安全確保に係る業務を実施する。

3 機構は、機構が行う人工衛星等の打上げに際しては、ロケット落下等損害を賠償するために必要な金額を担保することができる措置を講ずる。

(業務に係る成果の普及及び活用の促進)

第27条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務に係る成果の公開及び民間企業への技術移転等により、成果の普及及び活用を促進する。

(1) 学会発表、発表会の開催、研究及び技術報告の配布等により、業務に係る成果を公開する。

(2) 民間企業等に、独占的若しくは非独占的に、知的財産権の実施権を設定若しくは譲渡し、技術資料を提供し、人員を派遣し又はこれらを組み合わせて行うことにより、技術移転等の成果の活用を行うことができる。

2 技術移転等の成果の活用は、原則として有償とし、その対価の支払いは延払いとすることができる。また、特に必要があると認める場合には、一定期間の支払いを猶予し又は免除し若しくは無償とすることができる。

(民間事業者の求めに応じた援助及び助言)

第28条 機構は、機構法第18条第3号及び第4号に掲げる業務に関し、民間事業

者の求めに応じて、機構の技術的知見等を活かした、金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。

2 機構は、前項に定める援助及び助言を行う場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(助成金の交付)

第28条の2 機構は、宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であって、その成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの又は当該民間事業者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関のうち、公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

(施設及び設備の供用)

第29条 機構は、その施設及び設備に係る必要な情報の提供、使用計画の企画及び立案等により、機構の施設及び設備が効果的に利用されるよう供用を促進する。打上げ施設等の使用計画の企画及び立案に際しては、民間によるH-IIAロケット等の打上げの円滑な実施等に配慮する。

2 機構は、施設及び設備の供用を行うにあたっては、次の各号に定める内容の供用契約を締結する。

- (1) 供用施設設備の名称
- (2) 供用目的
- (3) 供用期間
- (4) 使用料の額及び支払いの方法
- (5) 使用上の制限
- (6) 施設設備を毀損し、又は滅失したときの措置
- (7) その他必要と認められる事項

3 施設設備の使用料の額は、別に定めるところにより、算定する。

(研究者及び技術者の養成及び資質の向上)

第30条 機構は、民間企業、関係機関、大学等の研究者及び技術者を、機構の職員、研修生等として受け入れ、機構の業務の実施、研修等により養成し、その資質を向上する。

2 機構は、国内外の民間企業、関係機関、大学等へ職員を派遣すること等により、職員の資質の向上を図るとともに、研究者及び技術者の交流を拡大する。

(大学院教育その他大学における教育への協力)

第31条 機構は、宇宙科学に関する学術研究の遂行現場において、総合研究大学院大学との緊密な関係及び協力による大学院宇宙科学専攻の教育、東京大学大学院理学系及び工学系研究科との協力による大学院教育など、高度な人材養成のための大

学院教育を実施する。

- 2 機構は、大学の要請に応じ、多様な形態で幅広く大学院教育その他大学における教育に協力する。

(出資並びに人的及び技術的援助の方法)

第32条 機構は、機構の研究成果について、事業活動において活用する者、事業活動において活用する者に対して必要な助言や資金供給等の支援を行う者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあっせん等により活用を促進する者のうち適当であると認められる者に対し、金銭若しくは機構の所有する特許権若しくは設備を出資し、又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。

- 2 機構は、前項の出資に関して出資先より取得した株式等を処分することが適当であると認められるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(附帯業務)

第33条 機構は、効果的かつ効率的な方法により、機構法第18条第1号乃至第11号の業務に附帯する業務を行う。

- 2 機構は、公開ホームページの充実等により、業務の目的、実施内容、成果等を広くかつ的確に公開する。
- 3 機構は、業務に係る成果を活用して、青少年の科学技術に対する理解の増進を行うとともに青少年の教育に資する。

(基金の設置等)

第33条の2 機構は、機構法第21条第1項の規定により、基金を設置し、機構法第18条第2号に掲げる業務(同号の基礎研究及び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募により選定した者に委託して行うための業務に限る。)及び第7号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に要する費用に充てる。

(業務受託の基準)

第34条 機構は、依頼に応じて、業務を受託することができる。

- 2 機構は、業務を受託しようとするときは、委託者と必要な事項を記載した受託契約を締結するものとし、受託費の額は委託者と協議して決定する。
- 3 受託契約においては、次の事項について定める。
  - (1) 受託業務の目的及び内容
  - (2) 受託業務の実施期間
  - (3) 受託業務に係る経費の額及び支払い方法
  - (4) 受託業務により得られた成果の取扱い
  - (5) その他必要な事項

(共同研究)

第35条 機構は、業務を効率的に実施するために必要な場合には、他の者と試験、研究若しくは開発を分担し、技術及び知識を交換し、並びにその費用を分担して共同で行う試験研究等（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

2 機構は、共同研究を行おうとするときは、相手方と共同研究契約を締結する。

3 共同研究契約においては、次の事項について定める。

- (1) 共同研究の目的及び内容
- (2) 共同研究の実施期間
- (3) 共同研究に係る業務及び経費の分担
- (4) 共同研究により得られた成果の取扱い
- (5) その他必要な事項

#### 第4章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第36条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる場合は、業務の一部を委託して実施することができる。

2 機構は、業務の委託をしようとするときは、受託者と委託契約を締結するものとし、委託費の額は受託者と協議して決定する。

3 委託契約においては、次の事項について定める。

- (1) 委託業務の目的及び内容
- (2) 委託業務の実施期間
- (3) 委託業務に係る経費の額及び支払い方法
- (4) 委託業務により得られた成果の取扱い
- (5) その他必要な事項

#### 第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(売買、貸借、工事請負契約)

第37条 機構は、売買、貸借又は工事請負に係る契約を締結する場合においては、公告して申し込みをさせることにより競争に付する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 緊急に必要があるとき。
- (2) 契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さないとき。
- (3) 競争に付することが不利なとき。
- (4) 予定価格が少額のとき。
- (5) その他事業運営上特に必要があるとき。

(研究開発契約)

第38条 機構は、人工衛星等及びその開発に必要な施設設備等の研究開発に係る契約を締結する場合においては、所要の技術知識を有する者に対し提案を要請することにより競争に付し、最も優れたものを採用する等の方法により選定する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 特定の技術及び設備を有する製作者でなければ実施できないとき。
- (2) 研究、設計、試作、試験等の成果を活用して人工衛星等及び施設設備等の開発等を行うとき。

(コンピュータ製品等の調達)

第39条 機構は、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置」(平成4年アクション・プログラム実行推進委員会決定)等の定めに則して、計算機及び計算機に係る役務の調達契約を行う。

## 第6章 研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮に関する事項

(宇宙科学評議会等)

第40条 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究及びこれに関連する業務(以下、本条において「宇宙科学関連業務」という。)に関する目標を適切に達成するため、次に規定する組織を置く。

- (1) 理事長の下に、宇宙科学関連業務を行う組織の長(以下、本条及び次条において「組織長」という。)の候補者を選考し、理事長に推薦(当該推薦に当たっては、次号に定める宇宙科学運営協議会の意見を聞くものとする。)する宇宙科学評議会(以下、本条において「評議会」という。)を設置する。理事長は、必要に応じ、宇宙科学関連業務に関して評議会に助言を求める。評議会は別に定める人数で構成し、大学の学長その他の外部の学識経験のある者のうちから、組織長の意見も踏まえ、理事長が任命する。
- (2) 組織長の下に、当該組織に所属する科学研究及び教育を行う研究者の候補者を選考し、組織長を通じ理事長に推薦するとともに、宇宙科学関連業務に関する重要事項について、組織長の諮問に応じる宇宙科学運営協議会(以下、本条において「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会は別に定める人数で構成し、当該組織に所属する研究者及び大学の教員又は研究機関の研究者等のうちから、組織長の推薦を基に、理事長が任命する。

(大学院教育を行う職員等の任命)

第41条 理事長は、組織長からの推薦を基に、大学院教育その他大学における教育への協力を行う職員を任命する。

## 第7章 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するために機構が講ずべき措置に関して必要な事項

第42条 機構は、「平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定」（令和5年条約第2号）、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府との間の協定」（平成13年条約第2号）及び「平和目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（平成7年条約第11号）に基づき、国が取得する代位請求権を行使する場合に米側に生ずる金銭的負担を担保する保険を付す等により、代位請求権の放棄に相当する措置を実施する。

2 前項に定めるもののほか、機構は、宇宙基地搭乗員の行動規範遵守、移転された技術データ及び物品の保護等、宇宙関係条約等に基づき必要な措置を実施する。

## 第8章 機構の業務に係る技術に関する情報の漏えい又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理に関する事項

第43条 機構は、秘密とすべき技術に関する情報（これと密接に関連する他の情報を含む。以下、本条において同じ。）又は技術が化体した物品について、秘密を保全するために必要な体制及び基準等を整備し、技術に関する情報又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理を行う。

## 第9章 その他の業務の執行に関して必要な事項

（寄付金）

第44条 機構は、機構の業務の奨励を目的とした寄附金等を受け入れるときは、寄附者の使途の指定等に沿って有効かつ効果的に使用する。

附則

この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。

附則（平成20年3月31日主務大臣認可）

この業務方法書は、平成20年3月31日から施行する。

附則（平成24年12月26日主務大臣認可）

この業務方法書は、平成24年12月26日から施行する。

附則（平成27年4月1日主務大臣認可）

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成30年11月15日主務大臣認可）

この業務方法書は、平成30年11月15日から施行する。

附則（令和3年4月22日主務大臣認可）

この業務方法書は、令和3年4月22日から施行する。

附則（令和5年10月12日主務大臣認可）

この業務方法書は、令和5年10月12日から施行する。

附則（令和6年3月8日主務大臣認可）

この業務方法書は、令和6年3月8日から施行する。